

新潟市水道局発注工事 入札参加者 各位

現場代理人の兼任条件の一部改定について

水道局では平成 24 年 9 月 24 日付の改定により、現場代理人の常駐義務緩和を実施してきました。今回、これまでの運用状況等を踏まえ、兼任を認める条件や書類の様式について、一部の改定を行います。

1 現場代理人の常駐義務緩和措置

- (1) 常駐を免除することができる期間
常駐を免除することができる期間は以下の期間とします。
 - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ③ 水管橋、ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - ④ 現場が完了（必要書類提出）した後、竣工検査までの期間
- (2) 常駐免除の申し入れと免除期間の協議
常駐の免除とその期間については、請負契約締結後に発注者と受注者の協議により、工事打合せ簿で定めます。
- (3) 常駐免除期間における留意点
工事現場の運営、取締り（工場製作過程においては品質管理、安全管理等）及び発注者との連絡体制確保等の責任は引き続き負っています。

2 現場代理人の兼任

- (1) 兼任を認める条件
新潟市水道局発注工事で、次のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を 2 件まで認めます。
 - ① 2 件とも当初契約額が 1,000 万円未満の工事である場合
 - ② 隣接・近接する工事の場合^{※1}
 - ③ 現場作業の無い期間が 1 カ月以上継続する工事と別の工事の場合^{※2}
 - ④ 工場製作のみが 1 カ月以上継続する工事と別の工事の場合^{※2}

※1 現場代理人が一体的に管理できる範囲内の工事で、現場間の距離が1工区程度(200m~300mを目安)以内の工事とします。

※2 兼任が可能な期間は、現場作業がない期間または工場製作のみの期間とします。

(2) 兼任の手続き

現場代理人を兼任しようとする場合は、当該工事及び兼任する工事それぞれの発注部署における所属長の承認が必要となります。「現場代理人兼任願い」に必要事項を記入し、当該工事の発注部署へ提出ください。[資料1参照](#)

兼任の承認・不承認の決定については、別途通知書にてご連絡いたします。

[資料2参照](#)

3 注意事項

(1) 兼任について承認された工事であっても、工程変更など兼任条件が承認時と異なった場合や施工管理体制に不備があると局が判断した場合には、兼任解除命令書により兼任の解除を命じます。兼任解除を命じられた場合、受注者は速やかに別の現場代理人を配置する等の対応を行ってください。[資料3参照](#)

(2) 常駐義務の緩和(常駐免除・兼任)を適用する工事については、施工条件総括表におけるI.仕様書関係の特記仕様書欄に明示します。[資料4参照](#)

(3) 正当な理由(常駐免除等)がなく、現場代理人が不在の場合や、取扱いを超えた兼任が発覚した場合は、工事成績評定への反映や指名停止等の措置を行うことがあります。

(4) 常駐義務緩和措置運用の判断及び疑義は、各工事の発注部署で対応を行います。

4 適用

平成26年9月1日以降契約した工事に適用します。

※ 既に兼任が認められている工事については引き続き兼任を認めるものとします。

問い合わせ先

【本措置全体の内容に関しては】

・新潟市水道局総務部技術管理室

【契約する工事が本措置に該当するか等に関しては】

・各発注部署

現場代理人兼任願い

平成 年 月 日

あて先 新潟市水道事業管理者

受注者 住所

代表者

印

下記1の工事を受注しましたが、下記2の工事と現場代理人を兼任したいため申請いたします。

1. 当該工事

工事（委託）番号	
工事（委託）名	
工事（委託）場所	
請負（契約）金額	円
工期（履行期間）	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
主任（監理）技術者氏名	

2. 兼任する工事

発注機関・部署名	
監督員氏名	
工事（委託）番号	
工事（委託）名	
工事（委託）場所	
請負（契約）金額	円
工期（履行期間）	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
主任（監理）技術者氏名	

3. 兼任としたい現場代理人

現場代理人氏名	
兼任理由	

※ 兼任する工事や兼任理由によっては別途の添付資料の提出が必要となる場合があります。
その場合、当該工事の監督員から指示される資料を提出してください。

現場代理人兼任承認（不承認）通知書

第 号
平成 年 月 日

受注者

様

新潟市水道事業管理者

水道局長

(公印省略)

下記の工事の現場代理人を兼任したい旨の申請については、次のとおり通知します。

現場代理人氏名		
工事 1	工事（委託）番号	
	工事（委託）名	
工事 2	工事（委託）番号	
	工事（委託）名	
決定欄	該当する方に○が付いています。	承認
		不承認（理由： ）

※ 注意事項

兼任について承認された工事であっても、工程変更など兼任条件が承認時と異なった場合や施工管理体制に不備があると局が判断した場合には、兼任の解除を命じます。

兼任解除を命じられた場合、受注者は速やかに別の現場代理人を配置する等の対応を行うこと。

また、提出書類における虚偽記載や兼任条件が承認時と異なった場合の連絡不備など、不適切な兼務が発覚した場合には、工事成績評定の減点や指名停止等の措置を行うことがあります。

現場代理人兼任解除命令書

第 号
平成 年 月 日

受注者

様

新潟市水道事業管理者

水道局長

(公印省略)

下記1の工事と下記2の工事における現場代理人の兼任について、解除を命じる。

現場代理人氏名	
---------	--

1. 当該工事

工事（委託）番号	
工事（委託）名	
兼任解除理由	

2. 兼任工事

発注機関・部署名	
工事（委託）番号	
工事（委託）名	

※ 注意事項

受注者は速やかに別の現場代理人を配置する等の対応を行うこと。
また、兼任工事の発注部署及び監督員に兼任が解除となった旨、連絡を行うこと。

現場代理人の常駐義務に関する特記仕様書

1 現場代理人の常駐義務緩和措置

◇ 常駐を免除することができる期間

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 水管橋、配水ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 現場が完了（必要書類提出）した後、竣工検査までの期間

2 現場代理人の兼任

◇ 兼任が認められる条件

新潟市水道局発注工事で、下記のいずれかの条件に該当する場合（ただし、2件まで）

- ① 2件とも当初契約額が1,000万円未満の工事である場合
- ② 隣接・近接する工事の場合^{※1}
- ③ 現場作業の無い期間が1カ月以上継続する工事と別の工事の場合^{※2}
- ④ 工場製作のみが1カ月以上継続する工事と別の工事の場合^{※2}

※1 現場代理人が一体的に管理できる範囲内の工事で、現場間の距離が1工区程度（200m～300mを目安）以内の工事とします

※2 兼任が可能な期間は、現場作業がない期間または工場製作のみの期間とします。